

2014/05/07 11:28 現在の情報です。

東京都中央区日本橋二丁目14番1号
 アポプラスステーション株式会社
 会社法人等番号 0100-01-134013



商号	メディカルソリューションズ株式会社	
	アポプラスステーション株式会社	平成23年 4月 1日変更 平成23年 4月 5日登記
本店	東京都千代田区富士見二丁目7番2号	平成22年10月 1日移転 平成22年10月 4日登記
	東京都中央区日本橋二丁目14番1号	平成26年 4月 1日移転 平成26年 4月 14日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.apoplus.co.jp/	平成23年 4月 1日設定 平成23年 4月 5日登記
	会社成立の年月日 平成22年7月9日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料職業紹介業 2. 一般労働者・特定労働者派遣事業 3. 薬局の経営 4. 研修、セミナー等の企画、立案及び実施 5. 経営コンサルタント業務 6. 医薬品、医薬部外品、医療用機器、化粧品等の卸売一般販売業 7. 医薬品、医薬部外品、医療用機器、化粧品等の販売請負業務 8. 医療、医薬に関する市場調査 9. 健康管理業務の受託及び生理検査業務の受託 10. 薬用芳香植物の栽培、販売 11. 電話対応代行及び情報提供サービス 12. 広告、宣伝に関する企画及び制作業務 13. 広告代理業 14. 著作権、出版権、翻訳権などの管理、販売及び書籍の出版に関する業務 15. 不動産賃貸業 16. コンピュータソフトウェアの販売 17. 株式の保有、売買並びにその他の投資事業 18. 有価証券の投資、売買、保有並びに運用 19. 前各号に附帯関連する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料職業紹介業 2. 一般労働者・特定労働者派遣事業 3. 薬局の経営 4. 研修、セミナー等の企画、立案及び実施 5. 経営コンサルタント業務 6. 医薬品、医薬部外品、医療用機器、化粧品等の卸売一般販売業 7. 医薬品、医薬部外品、医療用機器、化粧品等の販売請負業務 8. 医療、医薬に関する市場調査 9. 毒物、劇物の販売 10. 健康管理業務の受託及び生理検査業務の受託 11. 薬用芳香植物の栽培、販売 12. 電話対応代行及び情報提供サービス 13. 広告、宣伝に関する企画及び制作業務 14. 広告代理業 15. 著作権、出版権、翻訳権などの管理、販売及び書籍の出版に関する業務 16. 不動産賃貸業 17. コンピュータソフトウェアの販売 18. 株式の保有、売買並びにその他の投資事業 19. 有価証券の投資、売買、保有並びに運用 20. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成23年 4月 1日変更 平成23年 4月 5日登記</p>	
発行可能株式総数	1万6000株	平成22年 9月 6日変更 平成22年 9月 14日登記
	2万株	平成23年 3月 31日変更 平成23年 4月 5日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万2400株	平成22年 9月 8日変更 平成22年 9月14日登記
	発行済株式の総数 1万6900株 各種の株式の数 普通株式 1万6400株 A種株式 500株	平成23年 4月26日変更 平成23年 6月 1日登記
	発行済株式の総数 1万7120株 各種の株式の数 普通株式 1万6400株 A種株式 720株	平成23年12月 2日変更 平成23年12月26日登記
	発行済株式の総数 1万7120株	平成24年11月30日変更 平成24年12月19日登記
	発行済株式の総数 1万7520株	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月20日登記
	発行済株式の総数 1万7520株	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月20日登記
資本金の額	金3億2000万円	平成22年 9月 8日変更 平成22年 9月14日登記
	金4億3250万円	平成23年 4月26日変更 平成23年 6月 1日登記
	金4億3800万円	平成23年12月 2日変更 平成23年12月26日登記
	金6億1800万円	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月20日登記
	金4億3800万円	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月20日登記
	金4億3800万円	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月20日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	<p>普通株式 1万9000株 A種株式 1000株</p> <p>1. 剰余金の分配 A種株式は、剰余金の分配を受けられない。</p> <p>2. 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に対し、A種株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）に先立ち、まず普通株式1株につき下記に定める残余財産分配基準価格（以下、「残余財産分配基準価格」という。）を乗じた金額を分配する。普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産分配基準価格の分配がされた後、A種株主又はA種株式の登録株式質権者（以下、「A種登録株式質権者」という。）に対して残余財産の分配をする場合には、普通株主又は普通登録株式質権者は、A種株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。残余財産分配基準価格はA種株式発行時点において金5万円とし、当社が普通株式の分割又は併合を行った場合は、その効力発生時をもって次の算式により残余財産分配基準価格を調整する。なお、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後残余財産} = \frac{\text{調整前残余財産} \times 1}{\text{分配基準価格} \div \text{分配基準価格} \times \text{普通株式の分割又は併合の比率}}$ <p>3. 議決権 A種株主は、株主総会での議決権を有しない。</p> <p>4. 転換請求権 A種株主は、当社に対し、平成23年4月15日以降平成28年4月14日までの間、当該A種株主が有するA種株式を取得し、これと引換えに、後記5.（3）に定める算定方式により算出される数の普通株式を交付すること（当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類株式を交付することを、以下、「転換」という。）の請求をすることができる。</p> <p>5. 強制転換条項</p>	

(1) 当社は、次の各号に規定するいずれかの事由（以下、「強制転換事由」という。）が生じた場合において、当社の取締役会が別に取得する日（当該事由が発生した日から3か月以内の日とする。）を定めたときは、当該日が到来することをもち、A種株式の全部を、A種株式1株につき後記（3）に定める算定方式により算出される数の普通株式に転換する。

- ①当社が、当社の普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の金融商品取引所に上場する旨の申請をすることを決定した場合
- ②当社の発行済み普通株式の過半数を譲渡することの承認請求がなされた場合において、その譲渡の承認の議案が取締役会で可決された場合
- ③当社を消滅会社とする合併契約の承認の議案が株主総会で可決された場合
- ④当社を完全子会社とする株式交換契約又は株式移転計画の承認の議案が株主総会で可決された場合
- ⑤A種株式の発行日から1年を経過した場合
- ⑥A種株式の最初の発行日から5年を経過した場合

(2) 当社は、強制転換事由が生ずる前に、A種株主のうち次の各号に規定するいずれかの事由が発生した場合において、当社の取締役会が別に取得する日（当該事由が発生した日から3か月以内の日とする。）を定めたときは、当該日が到来することをもち、その都度、当該A種株式の一部を、後記（3）に定める算定方式により算出される数の普通株式に転換する。ただし、その一部の決定方法は、次の各号に規定するいずれかの事由が生じた者の有する当該株式を優先して転換する。

- ①事由の如何を問わずA種株主が当社の役員又は従業員の地位を喪失した場合
- ②A種株主に相続が生じた場合
- ③A種株主がその有するA種株式の一部又は全部を譲渡し、又は質権の行使がなされた場合

(3) 転換により交付すべき普通株式の数は、次の算式で定める。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{転換により当社が取得するA種株式の数}}{\text{転換比率}}$$

転換比率は、1.000とする。
A種株式を発行した後に、当社が普通株式の分割又は併合を行った場合は、その効力発生時をもって次の算式により転換比率を調整する。
なお、調整により生じる小数点第3位未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{普通株式の分割又は併合の比率}}{\text{転換比率}}$$

(4) 強制転換事由が生じた場合において、転換実現価格が転換基準価格を超える場合、次の算式を用いて前項の転換比率を修正する。なお、転換実現価格が転換基準価格の4.00倍を超える場合の転換比率は2.00とする。転換比率の計算の結果、転換比率が1.000未満となる場合は、1.000とする。

$$\text{転換比率} = \frac{\text{転換実現価格} \div \text{転換基準価格}}{2}$$

転換基準価格とは、A種株式発行時点において金5万円とし、転換実現価格とは次の各号に定める内容とする。

- ①前記（1）①乃至⑤に定める強制転換事由が生じた場合においては、当社普通株式の1株当たりの時価とする。
- ②前記（1）⑥に定める強制転換事由が生じた場合においては、金5万円

A種株式を発行した後に、当社が普通株式の分割又は併合を行った場合は、その効力発生時をもって次の算式により転換基準価格及び転換実現価格を調整する。なお、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\frac{\text{調整後転換基準価格又は調整後転換実現価格}}{\text{調整前転換基準価格又は調整前転換実現価格}} \times \frac{1}{\text{普通株式の分割又は併合の比率}}$$

6. 種類株主総会

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記

平成24年11月30日廃止 平成24年12月19日登記

株式の譲渡制限に関する規定

当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、当社の承認を要する

株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
平成23年 9月 1日設置 平成23年 9月 9日登記

	平成24年11月1日株主 名簿管理人三菱UFJ信託銀 行株式会社を廃止	平成24年12月3日登記
役員に関する事項	取締役 櫻井秀秋	平成23年3月31日辞任 平成23年4月5日登記
	取締役 湯本達也	平成23年6月16日重任
	取締役 湯本達也	平成23年7月4日登記
	取締役 湯本達也	平成24年6月18日重任
		平成24年6月27日登記
		平成24年10月31日辞任
		平成24年12月3日登記
	取締役 日比野恒子	平成22年9月30日就任
		平成22年10月4日登記
	取締役 日比野恒子	平成23年6月16日重任
		平成23年7月4日登記
	取締役 日比野恒子	平成24年6月18日重任
		平成24年6月27日登記
		平成24年10月31日辞任
		平成24年12月3日登記
	取締役 尾崎健久	平成22年9月30日就任
		平成22年10月4日登記
	取締役 尾崎健久	平成23年6月16日重任
		平成23年7月4日登記
	取締役 尾崎健久	平成24年6月18日重任
		平成24年6月27日登記
		平成24年10月31日辞任
		平成24年12月3日登記
	取締役 (社外取締役) 浅野克彦	平成23年3月25日就任
		平成23年4月5日登記
	取締役 (社外取締役) 浅野克彦	平成23年6月16日重任
		平成23年7月4日登記
取締役 (社外取締役) 浅野克彦	平成24年6月18日重任	
	平成24年6月27日登記	
	平成24年10月31日辞任	
	平成24年12月3日登記	
取締役 (社外取締役) 原 禄 郎	平成23年4月1日就任	
	平成23年4月5日登記	

取締役	原 禄 郎	平成23年 6月16日重任
(社外取締役)		平成23年 7月 4日登記
取締役	原 禄 郎	平成24年 6月18日重任
(社外取締役)		平成24年 6月27日登記
		平成24年10月31日辞任
		平成24年12月 3日登記
取締役	高 田 龍 三	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記
取締役	高 田 龍 三	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	尾 崎 健 久	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 5日登記
取締役	恩 地 ゆ か り	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 5日登記
取締役	中 村 敬	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 5日登記
取締役	阿 部 安 孝	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 5日登記
取締役	阿 部 安 孝	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	山 川 哲 也	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 5日登記
取締役	山 川 哲 也	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	須 藤 友 仁	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 5日登記
取締役	須 藤 友 仁	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	根 本 知 砂 子	平成26年 3月 1日就任
		平成26年 3月20日登記
代表取締役	日 比 野 恒 子	平成22年 9月30日就任
		平成22年10月 4日登記
		平成23年 4月 9日住所

代表取締役	日比野恒子	移転
		平成23年 6月 1日登記
		平成23年 6月16日重任
代表取締役	日比野恒子	平成23年 7月 4日登記
		平成24年 6月18日退任
		平成24年 6月27日登記
代表取締役	尾崎健久	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 5日登記
代表取締役	尾崎健久	平成23年 6月16日重任
		平成23年 7月 4日登記
代表取締役	尾崎健久	平成24年 2月25日住所移転
		平成24年 3月 8日登記
代表取締役	尾崎健久	平成24年 6月18日重任
		平成24年 6月27日登記
		平成24年10月31日退任
		平成24年12月 3日登記
代表取締役	高田龍三	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記
代表取締役	高田龍三	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
代表取締役	尾崎健久	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記
		平成25年 3月31日退任
		平成25年 4月 5日登記
代表取締役	阿部安孝	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 5日登記
代表取締役	阿部安孝	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
監査役	原田健一	平成22年 9月30日就任
		平成22年10月 4日登記
		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 5日登記
監査役	櫻井秀秋	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 5日登記
		平成24年10月31日辞任
		平成24年12月 3日登記
監査役	川村茂寛	平成24年11月 1日就任
		平成24年12月 3日登記

		平成25年 6月27日辞任
		平成25年 7月 5日登記
	監査役 緒方伸一	平成25年 6月27日就任
		平成25年 7月 5日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成22年 9月30日設定 平成22年10月 4日登記</p>	平成25年12月27日廃止 平成26年 1月15日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>平成22年 9月30日設定 平成22年10月 4日登記</p>	
支店	1 大阪市中央区高麗橋四丁目3番7号北ビル5階	平成23年 4月 1日設置
		平成23年 4月 5日登記
		平成23年 8月31日廃止
		平成23年 9月13日登記
	2 仙台市青葉区中央二丁目2番10号仙都会館ビル4階	平成23年 4月 1日設置
		平成23年 4月 5日登記
		平成23年 8月31日廃止
		平成23年 9月13日登記
	3 福岡市博多区中洲五丁目3番8号アクア博多5階	平成23年 4月 1日設置
		平成23年 4月 5日登記
		平成23年 8月31日廃止
		平成23年 9月13日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 864個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>①新株予約権の目的となる株式 当社普通株式864株 なお、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>②新株予約権1個当たりの目的となる株式 新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p>	

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額5万円（以下、「行使価額」という。）に、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
 なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{1}$$

行使価額 × 行使価額 ÷ 分割・併合の比率
 また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（当該新株式の発行又は自己株式の処分が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}}{1}$$

行使価額 × 行使価額 ÷ 既発行株式数 + 新規発行株式数
 なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。
 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式にかかる株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の株式無償割当てを除く。）が行われた場合には、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の株式無償割当て又は株式併合が行われた場合には、その効力発生日以降、これを適用する。
 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

新株予約権を行使することができる期間
 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、参与その他これらに準じる地位又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位（以下総称して、「要件地位」という。）にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は、要件地位を喪失しない。

②新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①以下のイ。からホ。までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が新株予約権を取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

- イ。当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ。当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- ハ。当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ。当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
- ホ。新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案

②新株予約権の割当てを受けた者が要件地位を喪失した場合又は死亡した場合は、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得する。

③前各号に定めるほか、当社取締役会が新株予約権を取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定める。

平成23年12月6日発行

平成23年12月26日登記

平成24年11月30日新株予約権全部消却

平成24年12月19日登記

会社分割	平成25年1月1日東京都新宿区四谷一丁目17番クオールメディス株式会社から分割 平成25年 1月21日登記
	平成25年4月1日東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー37階クオール株式会社に分割 平成25年 4月 9日登記
	平成25年4月1日東京都新宿区四谷一丁目17番クオールアカデミー株式会社に分割 平成25年 4月17日登記
	平成25年10月1日東京都千代田区富士見二丁目7番2号クオールSDホールディングス株式会社に分割 平成25年10月 8日登記
吸収合併	平成23年4月1日東京都千代田区富士見二丁目7番2号アポプラスステーション株式会社を合併 平成23年 4月 5日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成22年 9月30日設定 平成22年10月 4日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成22年 9月30日設定 平成22年10月 4日登記
登記記録に関する事項	設立 平成22年 7月 9日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。